

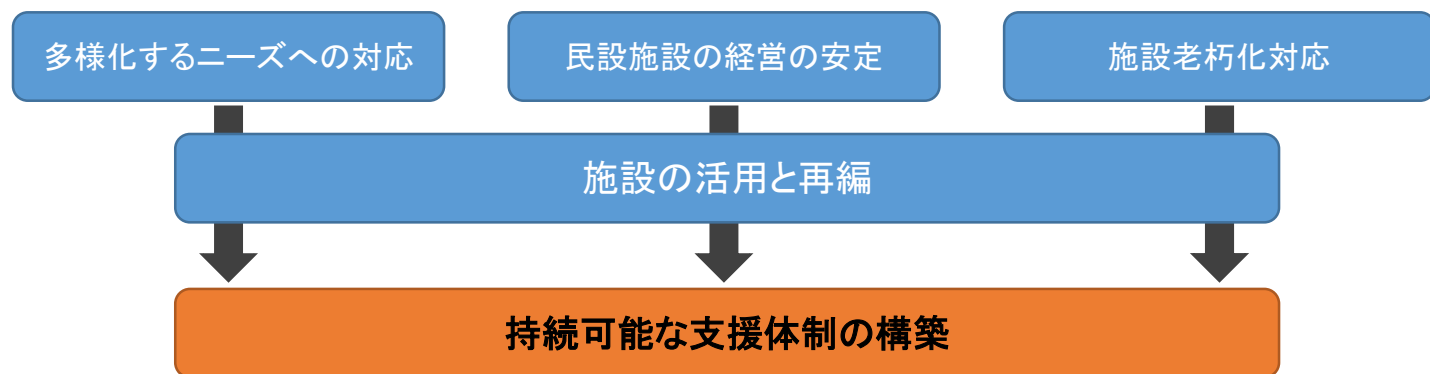
1 趣旨

(1) 母子家庭支援における背景と検討の目的

母子家庭が抱える問題	経済的な困窮やDV、心身の問題など母子家庭が抱える問題の多様化、複雑化
	ひとり親家庭支援の各種制度は拡充
社会情勢の変化	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化
	こども家庭庁の創設や「困難女性支援法」の成立
母子生活支援施設の状況	施設の老朽化への対応
	全国的に入所者数が減少している状況を踏まえた本市全体の規模の適正化に向けた検討
	求められる支援の多様化

- ◆ 従来の枠組みだけでは対応が困難な家庭への支援や、社会情勢の変化への対応が求められている
- ◆ 母子家庭支援の検討において、母子生活支援施設の母と子を一体として中期的な視点で支援できるという特性を生かすことが重要
- ◆ 今後安定的に支援を継続していくためには、支援の担い手である運営団体にとって持続可能な事業であることが不可欠であり、そのためには一定の入所率の確保も必要
- ◆ 施設の老朽化対応において、しらぎく荘の今後も含めた本市全体の施設再編についても検討

支援を必要とする母子家庭に必要な支援を今後も継続して提供するために、母子家庭の抱える困難な状況や母子生活支援施設の現状の整理や、本市における母子生活支援施設が果たすべき役割や機能、しらぎく荘の休止後の取り扱い、適正な規模等に関する「目指すべき方向性」について検討する。

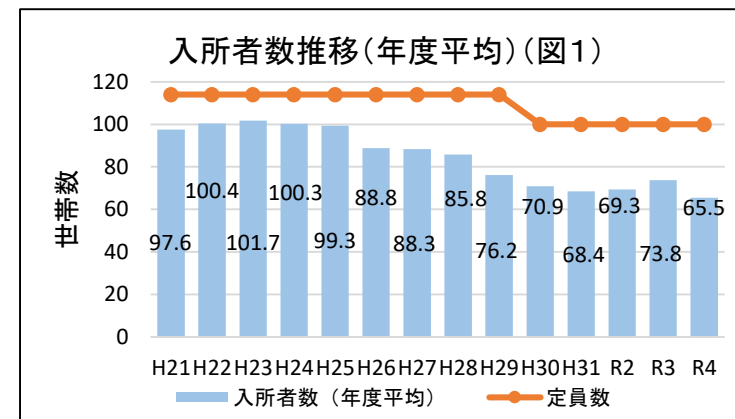


2 現状

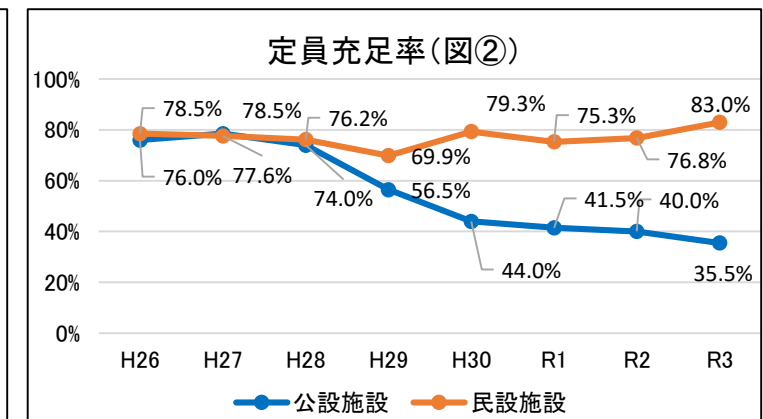
(1) 札幌市における母子生活支援施設の現状

ア 施設概要と現状

施設	開設年月	築年月	築年数	定員世帯数	現入所世帯(R4.10.1時点)	所在区
札幌しらぎく荘(公設)	S49.4	S49.4	48年	20	6	白石区
札幌あいりん荘(民設)	S24.4	H30.5	4年	20	20	豊平区
すずらん(民設)	S27.6	S57.1	40年	20	15	中央区
伏見寮(民設)	S47.7	S63.9	34年	20	13	中央区
もいわ荘(民設)	S54.9	S54.9	43年	20	12	南区



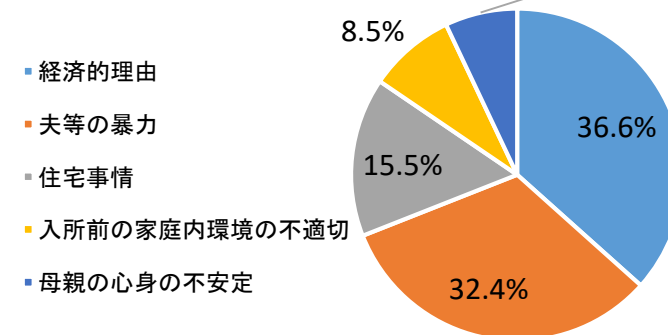
・R4年度は4月～9月の平均値。それ以外は年度平均
・H30年に1施設休止（のちに廃止）により定員数減少



・定員充足率は定員数（世帯）に対する利用者数（世帯）の割合で、各年度における平均値
・公設施設は札幌市しらぎく荘の定員充足率
・民設施設はもいわ荘、すずらん、伏見寮、札幌あいりん荘、厚生会母子ホームの5施設における定員充足率の平均
・民設施設のうち、平成30年度に厚生会母子ホームは閉鎖、札幌あいりん荘は増改築を実施（定員数が14世帯から20世帯に増）

- 全体の入所者数は減少傾向（図①）
- しらぎく荘は近年新規入所者がなく、定員充足率は減少（図②）

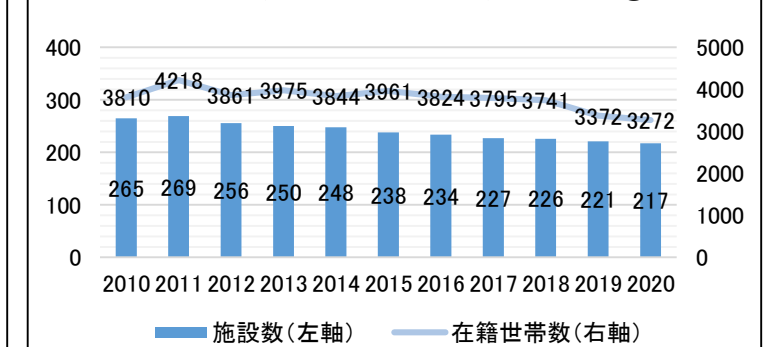
新規入所理由（H29年度～R3年度）



・H29年度～R3年度の新規入所者93名の入所理由の割合

- 新規入所者の入所理由は「経済的理由」と「夫等の暴力」が多い

全国施設数及び在籍世帯数推移（図④）



・厚生労働省「福祉行政報告例」から集計

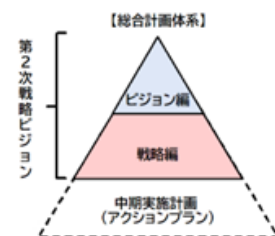
- 全国の施設数及び在籍世帯数も減少傾向

イ 現在の支援内容

- 養育・生活相談、就労相談
- 施設内学童保育、病児保育
- 学習支援
- 心理療法担当職員による面談（1施設） など

(2) 事業化の時期

第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン「札幌市次期中期実施計画（アクションプラン）」の期間での事業化を目指す。



（仮称）札幌市における母子生活支援施設の目指すべき方向性について（骨子案） 2/3

（2）札幌におけるひとり親家庭支援施策

名称	事業等の概要
ひとり親家庭等養育費確保支援事業	ひとり親家庭等の子どもの養育費の取決めや確保に向けた手続（裁判外紛争解決手続（ADR）による養育費の取決めに向けた協議、公正証書作成等）に関する費用の補助を行う。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	急な残業や疾病により一時的に生活援助が必要な場合、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を派遣して家事等の支援を行う。
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就業のための能力開発を目的として、一定の教育訓練講座を受ける場合に、受講費用の一部を支給する。
高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親が、専門学校等の養成機関に通学しながら一定の資格を取得しようとする場合に、その間の生活費を支給する。
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時に、ひとり親、多子、多家族等の世帯の当選確率を一般世帯よりも高めて優遇する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	高齢者、低所得者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅について、登録制度の運用及び情報提供を進める。
児童扶養手当	18歳になって最初の年度末が到達していない児童等を養育しているひとり親家庭の父母または養育者（祖父母など）に手当を支給する（所得制限・公的年金との併給制限有り）。
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭または両親のいない家庭の20歳未満の児童と、その児童を扶養している母または父を対象に医療費の助成を行う。

（3）関係機関等からのヒアリング

ヒアリング実施先	・母子生活支援施設 ・区、ひとり親家庭支援センター相談員 ・区保健師 ・女性支援関係団体
----------	---

ア ひとり親家庭が抱える問題

- ① 抱えている問題
- ・不安を抱え、精神的なケアを必要とする母子が多い（コロナ禍で顕在化した印象）

・虐待や暴力の被害から精神的な不安定さにつながり、さらに経済的な困窮につながるなど、困難な状況が複雑化

・子育てに対する不安を訴える人が多い。親が精神的な不安等を抱えており、子どもに向き合えない
- ② 相談内容の変化
- ・コロナ禍によるDVや家庭内不和が多くなった印象。ステイホームの影響が見受けられる

・コロナで先が見えないなか、仕事がなくなることなどに対する不安を抱えている人が増えた。経済的な不安を抱えている人が増えた印象

・コロナの影響で社会的に閉塞感が増しているためか、精神的に不安定な人が増えている印象

・各人の抱える問題の深刻さが増している。そのため対応するスタッフの負担が増加
- ③ 支援が難しいと感じる場面
- ・何を提供しても相談者が拒む場合。シェルター入所を促すも、携帯電話の利用制限や禁煙、外出制限があると入所を拒むケースが多い。身の安全と携帯電話とどちらが大切かと説得しても理解が得られない。今の人は携帯がないと何もできない

・他者に強い警戒感を持つ方もおり、状況を聞き取るには、時間をかけて信頼を得る必要がある

イ 母子生活支援施設関連

- ① 施設への入所に至らない理由
- ・プライベートを守りたいと考え、集団生活を敬遠

・施設のセキュリティに不安を感じる

・施設、設備の古さ（新しい施設は人気が高い）

・コロナ禍で集団生活はますます敬遠されている。集団では安心して生活できない
- ② 施設に期待する機能
- ・特定妊婦支援において、入所者と長く関わることで信頼関係を築き、また、関係機関と連携して必要とする支援につなげるための基盤としての機能

・24時間見守りを行うことによる、妊婦や精神的に不安定な方が安心して生活できる環境の提供

・ショートステイの実施。児童相談所以外の選択肢が必要

・DV支援において、メンタルへのケアは100%必要

- 精神的なケアの重要性が増加
- 共同生活や古い施設の敬遠
- 24時間対応や特定妊婦への支援など、新たな役割への期待

（4）他都市照会の結果

照会先等		・政令市に対して母子生活支援施設の機能等に係る調査を実施 ・令和元年度に実施した調査結果との比較を行う		
項目	令和元年	令和4年	備考	
施設数	54施設	55施設	熊本が小規模施設（定員5～10世帯）を設置したため1増となっているが、定員数は減少	
定員世帯数	1,373世帯	1,340世帯		
24時間体制	24施設	30施設	横浜で1施設導入をやめている一方で、名古屋で5施設、福岡で2施設に新たに導入されるなどし、全体としては増加	
ショートステイ	12施設	13施設		
トワイライトステイ	5施設	9施設	静岡・浜松の各1施設、熊本の2施設で新たに導入	
心理療法担当職員を配置	－	39施設	R4年のみ調査。全体の70%で導入されている。さらにうち24施設では常勤の職員が配置されている。札幌では1施設（すすらん）で非常勤職員を配置	
乳児院等多機能化推進事業による妊婦の受入（国要綱に基づく補助事業）	0施設	2施設	大阪と福岡の2都市で実施	
各都市独自の妊婦受入事業（国補助によらないもの）	－	5都市	R4年のみ調査。横浜、川崎、相模原、名古屋、京都で独自に実施	

- 施設数は維持、定員世帯数は減少傾向
- 施設の機能面では強化が行われている

（4）他の支援制度等

ア 【参考】全国を取組（全国母子生活支援施設協議会ホームページより抜粋）

＜産前・産後支援に関する実践例＞

- ・特定妊婦に対して、緊急一時保護を利用して出産支援を行い、出産後、母子生活支援施設の入所利用を通じて自立支援を行い、地域生活に移行
- ・妊娠相談SOSや乳児院、助産施設等他の団体とのネットワークづくりと母子生活支援施設の機能を活用した連携・協働体制を構築し、特定妊婦を支援
- ・施設に産前・産後専門員（保育士・社会福祉士・助産師等）を配置し、チームアプローチによる相談対応及び生活支援を実施

＜地域支援に関する実践例＞

- ・トワイライトステイや緊急一時保護事業を活用した産前・産後母子支援の他、アフターケアや学童保育、地域の子供への無料学習塾、フードパントリー等を実施
- ・地域の子ども食堂や社会福祉協議会などの組織と連携して、食の支援を通じた事業

＜親子関係再構築に関する実践例＞

- ・児童養護施設からの家庭復帰する家庭において、母子生活支援施設での再構築支援を行うことを想定し、児童相談所と母子生活支援施設で再構築支援に関する合同勉強会の実施

イ 国による機能強化メニューの変遷（主要なもの）

- H13.8 夜間警備体制の強化
- H13.8 心理療法担当職員の配置
- H26.5 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- H31.4 社会的養護自立支援事業
- H31.4 乳児院等多機能化推進事業（産前産後母子支援）

3 課題

- 社会情勢の変化や、複雑化する問題へ対応するための機能強化
- 支援を支える組織力の向上
- 機能強化のための施設整備
- 運営法人の経営の安定化
- 他機関との協働体制の強化 など

入所支援の枠組みの現状

	困難を抱える女性	妊娠中	産後	子育て
短期入所支援	児童相談所・乳児院 （対象：乳児・児童）	社会福祉法人 （にんしんSOSさっぽろ（麦の子会））		
	道立婦人相談所等 （対象：女性と児童）		産後ケア事業 （対象：母と6か月未満の乳児）	
	LINK（困難を抱える若年女性支援事業 （対象：10代～20代）		母子生活支援施設 （対象：18歳未満の児童がいる母）	
長期入所支援	児童養護施設 （対象：児童）			

4 目指すべき方向性

- 従来の「母子寮」の枠を超えた支援体制の構築
- 札幌市次期中期計画を見据えた施設整備に関する検討
- 持続可能な支援実現のための規模の適正化 など

5 実現に向けた取組

- 研修による職員のスキルアップ
- 心理療法担当職員の配置
- 夜間警備体制、24時間体制の整備
- 妊娠中の女性に対する支援 など